

# OMEP 日本委員会 役員規程

## (目的)

第1条 本委員会は会則 5 における役員を置く。

2 役員は会員の意思を代表し、本委員会の企画・運営の責務を遂行する。

## (構成)

第2条 役員の構成は個人会員を対象にした役員選挙により選出された個人会員理事及び、団体会員から選出された団体会員理事、推薦理事、監事により構成される。

## (役員を選出・員数)

第3条 理事の選出方法は以下の通りである。

2 個人会員理事は、選挙（投票）により選出される。

選出される個人会員の理事の構成人数は原則として 15 名とする。

3 団体会員理事の選出は各団体会員から 1 名推薦される。

4 推薦理事の選出は個人会員から理事及び会長の推薦により理事会の議を経て若干名委嘱される。ただし、理事の総数は 20 名を越えてはならない。

5 監事の選出は、理事会で団体会員理事及び個人会員から 2 名選出される。

## (理事会・総会等の開催及び運営)

第4条 役員は、第1条の目的を達成するために、本委員会に於いて理事会及び総会を開催する。

第5条 役員は会則 7（機関）に基づき理事会を開催する。

- 2 役員は理事会を原則、年3回開催する。
- 3 理事会に欠席する場合は事前に事務局に連絡をする。
- 4 理事会の議事録については、出席理事の署名または記名・押印が求められる。

※議事録署名人による署名または記名・押印

第6条 役員は会員の総意を得るために年1回総会を開催する。

#### **(理事会の業務)**

第7条 役員（理事・監事）は次の業務に従事する。

- 2 理事会及び常任理事会を構成し、主要な会務を審議・運営する。
- 3 各種委員会（プロジェクト）の運営・企画ならびにその事業を統轄する。

#### **(役員任期)**

第8条 役員任期は1期3年（会計年度の1月1日から3年）とする。

- 2 監事の任期は2期6年を超えて、引き続き重任することはできない。
- 3 推薦理事は、推薦された業務開始時期から1期3年の残任期間までとする。

#### **(常任理事会：役付き役員会の構成)**

第9条 会則7（機関）に基づき常任理事会を設置し、以下のように構成する。

- 2 会長1名、副会長2名、事務局長1名、会計1名を常任理事と称する。
- 3 2の常任理事は全て個人理事によって構成され、役員選挙規程によって選出される。

### (常任理事の任期)

第10条 常任理事の任期を以下に定める。

- 2 会長の任期は2期6年を超えて、引き続き重任することはできない。
- 3 副会長、事務局長、会計の重任は原則として妨げない。
- 4 会長は退任後1年間、常任理事として在任し業務の引継ぎを行う。

### (常任理事の業務)

第11条 常任理事は次の業務に従事する。

- 2 OMEP 日本委員会の理事会の開催・運営に関する議事の取りまとめを行い理事会に上程する。
- 3 OMEP 日本委員会における新規事業及び世界 OMEP との連携の立案を行い理事会に上程する。

### (常任理事の職務内容)

第12条 会長は次の業務に従事する。

- 2 会長は OMEP 日本委員会を代表する。
- 3 会長は本委員会を統括し会務を総理する。
- 4 会長は理事会の議を経て、各種委員会委員長及び委員等の委嘱を行う。
- 5 会長は必要に応じて常任理事会に各種委員会（プロジェクト）等の担当理事を召集することができる。
- 6 会長は世界 OMEP による世界総会及び会議に出席する。  
世界総会及び会議に会長或いは副会長が出席できない場合は、常任理事会の議を

経て、理事会で会長代理を決定し出席する。ただし、会長代理が選出できない場合は、アジア太平洋地域副総裁に全権を委任する。

7 会長は推薦理事を選出して理事会に提案することができる。

第13条 副会長は次の業務に従事する。

2 会長を助け、必要に応じて会長の代行を務める。2名の副会長は着任時に順位を定め、第1位の副会長が不在の時には第2位の副会長がその任を務める。世界総会においても、会長或いは副会長が出席できない場合は、理事会及び常任理事会で理事の中から会長代行を決定する。

3 理事会の議事録に署名または記名押印する。

第14条 事務局長は次の業務に従事する。

本委員会の事務局の運営、理事会の開催、運営に係る業務を行う。

第15条 会計は本委員会の会計規程に従って会計事務を務める。

#### **(監事の業務)**

第16条 監事は次の業務に従事する。

2 本委員会における会計を監査する。

3 本委員会における事業を監査する。

4 理事会、総会に出席する。

5 理事会及び総会等の議事録について、署名または記名・押印する。

6 監事2名のうち1名はコンプライアンス委員長も併任する。コンプライアンス委員長の選出は理事会の互選による。

附則 本規程は、2022(令和4)年4月1日より施行する。